

## 非正規公共協

# 会計年度任用職員への変更で非正規を泣かせない 埼玉の臨時・非常勤職員の雇用と労働条件守ろう

県庁や市町村には、非常勤、臨時、嘱託、パートなど様々な呼び方で働く職員がいます。私たちは雇い方の根拠が自治体ごとにバラバラなことから、呼び方にかかわらず「非正規職員」と表現してきました。

その非正規職員の雇い方が2020年4月から変えられます。新たに「会計年度任用職員」という「職」がつくられ、多くの非正規職員がその職に変更になります。

その際、3つの心配事があります。第1は、解雇（雇止め）をされないか、第2は、労働条件が下がらないか、第3は、仕事自体を役所が手を放して民間化してしまわないかです。そんなことを許さないために私たちは運動しています。

**提案1** あなたの職場でも「会計年度任用職員」への変更でどうなるかを学んでみませんか。声をかけてくだされば職場にお邪魔します。

**提案2** 職種、職場をこえて、①一人の解雇（雇止め）者も出さない、②今度の法改定の目的である労働条件の改善を実行させる、③非正規も誇りをもって働いていることを認めさせる、ために一緒に「要求事項」を自治体に提出して運動しませんか

⇒ 事務局長の小川です

迷わず連絡ください！048-866-0661



## 自治体の身勝手な契約から委託・指定管理労働者を守れ

県庁や市町村の仕事なのに、住民が第一になっていない、働き方は労働基準法違反も平然と行われる、賃金も生活維持ギリギリ、役所は現場実態を見に来たこともない・・・そんな中で、入札で会社が仕事をとれなければ解雇。残れても新たな受託会社は賃金・労働条件を下げてくる。まるで「道具」扱いが公共の職場実態です。

自治体の委託や指定管理で働く労働者を「公務公共関係労働者」＝略して「公共労働者」と呼んでいます。そして、①受託会社が変わっても雇用が守られる制度に、②発注者（＝自治体）の責任で生活改善できる賃金・労働条件を予算化して契約を、③住民と公共労働者そして地元企業が共によく入札・契約制度づくりなどを提案して、運動しています。

## あなた1人でも、大勢でも 加入できます「非正規公共協」

・・・正式には「自治労連埼玉県本部非正規雇用・公務公共関係労働組合協議会」と言います。

写真のとおり、2017年11月末に第5回の定期総会をひらいて、川口市学校給食委託調理員の曾我さんを議長に、春日部市学童保育支援員の小川さんを事務局長に選出し、正規との「均等待遇」の実現、委託・指定管理労働者を守る「入札・契約制度」の実現めざす方針を決めました。

